

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等

略

7の2 介護保険法（平成9年法律第123号）に基 鳥取市

づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

略

7の2 介護保険法（平成9年法律第123号）に基 鳥取市

づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)・(2) 略

(3) 第115条の32第2項の規定による業務管理

体制の整備に関する事項の届出の受理

(4) 第115条の32第3項の規定による業務管理

体制の整備に関する事項の変更の届出の受理

(5) 第115条の32第4項の規定による同条第2

項各号に掲げる区分の変更時の届出の受理

(6) 第115条の33第1項の規定による介護サー

ビス事業者に対する報告等の命令及び立入検

査

(7) 略

(8) 略

<p>(5) 略</p>		<p>(9) <u>第115条の34第1項の規定による介護サー ビス事業者に対する勧告</u></p> <p>(10) <u>第115条の34第2項の規定による公表</u></p> <p>(11) <u>第115条の34第3項の規定による介護サー ビス事業者に対する命令</u></p> <p>(12) <u>第115条の34第4項の規定による公示</u></p> <p>(13) 略</p>	
<p>略</p>	<p>略</p>		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。